

砥部町農業委員会総会

平成 30 年 6 月議事録

平成 30 年 6 月 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	平成 30 年 6 月 農業委員会総会
2 開始日時	平成 30 年 6 月 5 日 (火) 16 時 00 分～16 時 30 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	白潟 泰 (会長)、松尾利勝 (会長代理)、森 正博 田中 弘、石田慎一、土居文男、古田俊正、村上 茂 三木恭子、二宮敬介、長岡賢二、久保 徹、矢野征司 西岡弘安、中村恒典、武田孝司、佐野淳子、水川規良
5 欠席委員	0 人
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	大内 均 (事務局長)、矢野 透 (局長補佐兼農地係長) 松本知子
7 公開又は非公開の別	公開
8 傍聴人数	0 人
9 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

平成 30 年 6 月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	議案第 30 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について	1 件
日程第 3	議案第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく届け出について	1 件
日程第 4	議案第 32 号 農地法第 3 条許可の取消し願について	1 件
日程第 5	議案第 33 号 農地法第 3 条の規定に基づく町許可申請について	1 件
日程第 6	議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について	1 件
日程第 7	議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく 農用地利用集積計画の決定について	2 件

・閉会

平成 30 年 6 月 砥部町農業委員会総会

平成 30 年 6 月 5 日 (火)

16 時 00 分開会

発言者	発言内容
事務局長	ご起立下さい。礼。ご着席下さい。 只今から 6 月農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、白潟会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事務局長	ありがとうございました。 本日の出席委員は 18 名中 18 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき過半数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は白潟会長にお願いします。
議 長	それでは 6 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項の規定により指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、7 番 三木委員さん 8 番 二宮委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の松本さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 30 号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置に伴う事業申請について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 30 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画の申請があり、農地法施行規則第 29 条第 16 号の規定により確認したので報告する。 議案書の 1 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 1 をご覧ください。

	<p>賃借権の設定で、貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 〇〇株式会社 〇〇さんです。農地の所在は〇〇番、地目 畑、面積 373 m²のうち9 m²です。</p> <p>転用目的は携帯電話無線局の新設で、当該区域の電波状況が悪いため品質改善とエリア拡大を図るものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法施行規則第 29 条第 16 号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いします。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>日程第 3 議案第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく届出について、1 件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。</p> <p>議案書の 2 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 2 をご覧ください。</p> <p>前回 5 月の農業委員会総会で、農振除外の軽微変更案件で承認を頂きました農業用倉庫への転用です。</p> <p>申請人は〇〇番地 〇〇さん。申請地は〇〇番、地目 畑、面積 914 m²のうち 43.32 m²で、農業用倉庫 1 棟の設置です。前回の総会の説明では、倉庫面積は 32.5 m²と説明しましたが、設計の見直しにより面積が 43.32 m²と変更されています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いします。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>日程第 4 議案第 32 号 農地法第 3 条許可の取消し願について、1 件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第 32 号 農地法第 3 条許可の取消しについて、農業委員会の承認を求める。</p> <p>議案書の 3 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 3 をご覧ください。</p> <p>平成 29 年 12 月 1 日付け 29 碓農委指令第 10 号で許可した案件の取消しです。</p>

	<p>渡人の〇〇さんの思い込みにより、申請地を間違えてしまい、受入である〇〇さんの了解を得て許可を取り消すものです。</p> <p>申請地は〇〇番、地目 田、面積 197 m²です。議案第 33 号に記載されている〇〇番が正しかったが、地番を誤って申請し許可を受けてしまったものです。平成 30 年 5 月 7 日に、錯誤による所有権抹消の手続きを済ませています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>日程第 5 議案第 33 号 農地法第 3 条の規定に基づく町許可申請について、1 件を議案といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第 33 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、農業委員会の許可を求める。</p> <p>議案書の 4 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 3 をご覧ください。</p> <p>所有権移転の案件です。渡人は〇〇番地 〇〇さん。受入は〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 田、面積 191 m²です。</p> <p>申請の経緯については、正しい地番で農地法第 3 条の許可を受けるために申請するものです。参考までに、売買金額は〇〇円です。</p> <p>作付予定作物は野菜で、受入の営農家族構成は、本人・妻・母・姉が行い、農作業機械もそろっております。</p> <p>営農日数は、本人が 100 日、妻が 100 日、母が 200 日、姉が 200 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われまふ。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要</p>

	<p>件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、そして周辺の営農に関する要件、それぞれに該当しておりませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>取消に時効はありますか。30年前の案件でも出来ますか。</p>
事 務 局	<p>法務局で錯誤申請をしたら出来ます。</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p>
議 長	<p>日程第6 議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の5頁をご覧ください。地図は、資料の地図4をご覧ください。賃借権設定による、コンテナ置場・露天駐車場への転用の案件です。申請内容については、渡人が〇〇番地 〇〇さん。受人が〇〇番地株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん。申請地は〇〇番、地目 田、面積97㎡です。</p> <p>申請の経緯については、(株)〇〇はプラスチックや電子部品等の製造を行っているが、部品や製品の保管場所が一杯になったことから、専用の別の倉庫を確保したいこと、及び運搬車両の駐車場を確保したいために申請するものです。申請地には、すでに約60cmの盛土をして周辺部分はコンクリート擁壁を埋設しており、始末書の提出がありました。</p> <p>また、今回設置するコンテナについては、3連棟2階建てで建築面積</p>

	<p>が 26.09 m²、駐車場面積が 17.5 m²です。</p> <p>申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、農用地の集団化や農作業の効率化に支障はなく、周囲に与える影響もないことから転用もやむを得ないものと判断しています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>違反転用ではないかのご指摘がありました案件です。きちんと指導をして申請をしてもらいました。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>違反転用ですよね。それなのに、始末書だけでいいのですか。</p>
事 務 局	<p>今回は、第 2 種農地でしたので始末書となりましたが、第 1 種農地の場合は、現況回復となります。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p> <p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>日程第 7 議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、2 件を議題とします。</p> <p>この 2 件は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の 6 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 5、地図 2 をご覧ください。</p> <p>この 2 件は、新規就農者の案件で、本日委員会の前に「新規就農事情聴取会」を開いております。</p> <p>まず、新規就農者の説明をさせていただきます。</p>

	<p>(新規就農者の説明)</p> <p>それでは、議案に戻ります。</p> <p>賃借権の設定で、貸人が〇〇番地 〇〇さん。借人が〇〇番地 〇〇さんです。農地の所在地は〇〇番、現況地目 畑、面積 1,461 m²のうち 1,020 m²と〇〇番、現況地目 畑、面積 2,267 m²のうち 2,200 m²で、合計面積 3,220 m²です。栽培品目は、〇〇番で「はれひめ」、〇〇番で「不知火」。賃借料は、2筆合わせて年間〇〇円です。</p> <p>期間は、平成 30 年 6 月公告日から平成 40 年 5 月 31 日までの利用権を設定するものです。</p> <p>次に、貸人が〇〇番地 〇〇さん。借人が〇〇さんです。農地の所在地は〇〇番、現況地目 樹園地、面積 6,571 m²のうち 3,700 m²です。栽培品目は「不知火」で、賃借料は、年間〇〇円です。</p> <p>期間は、平成 30 年 6 月公告日から平成 40 年 5 月 31 日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の私が、内容を説明します。
担当委員	新規就農事情聴取会で面接等を行いまして、一生懸命やりますとお話を聞かせていただきました。経営的には、まだ少ない面積なので、年間〇〇万円の収益は難しいとは思いますが。新たに借りれる農地があれば果試 28 号、せとかの施設栽培を計画しているそうです。新規就農者なので、補助金等も有効利用して頑張ってくださいと話をさせてもらいました。今まではサラリーマンをしていたそうですが、地域の農家さんと協力しながら農業経営をしていくと言っていましたので、ご審議をよろしくお願いします。
議 長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>

議 長	<p>それでは以上で、本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、6月農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>16時30分 閉会</p>
-----	---

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____